

## 高知県旅館・旅行業等緊急支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県旅館・旅行業等緊急支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的)

第2条 県は、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている県内の宿泊事業者、旅行業者、体験観光事業者等が取り組む「新しい生活様式」に対応した感染症対策、新サービスの展開等に対して支援することにより、事業継続及び地域観光の活性化につながることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「中小企業者」とは、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2)「宿泊事業者」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。
- (3)「住宅宿泊事業者」とは、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第4項の規定により届出を行っている住宅宿泊事業者をいう。
- (4)「旅行業者」とは、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条又は第23条の規定に基づき登録を受けた者をいう。
- (5)「体験観光事業者」とは、高知県自然&体験キャンペーン特設ウェブサイト(<https://kochi-experience.jp/>)に体験プログラムが掲載されている事業者をいう。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、感染症対策として行う「新しい生活様式」に対応した取組等で、次に掲げるものとする。

- (1) 感染症対策事業
- (2) 新商品開発・新サービス展開等事業
- (3) 商品・サービスPR事業

### (補助対象事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 補助対象事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

### (補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額の

うち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

#### （補助金の交付の決定）

第7条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付額を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが、別紙の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合又は直近1年について県税の滞納がある場合（徴収の猶予が認められている場合を除く。）を除く。

2 前条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

4 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条の規定に基づく緊急事態宣言発令日（令和2年4月7日）以降で交付決定の前までに行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

#### （補助の条件）

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

（2）補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

（3）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。

（4）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（5）補助事業の実施に当たっては、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について同意するとともに、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（6）補助金の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

#### （補助金の変更の申請）

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げるいずれかの変更をしようとするときは、別記第2号様式による補助金変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助金額等の変更（補助金額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合及び補助対象経費の区分ごとに20パーセントを超えない範囲で経費の配分を変更しようとする場合を除く。）

（2）前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であって、知事が

変更手続を要すると認めたもの（必要に応じて知事に事前協議をすること。）

- 2 知事は、前項の規定による補助金の変更の申請が適当であると認めたときは、承認を行い、その内容を当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による中止・廃止申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告及び調査）

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（実績報告等）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した場合又は前条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた場合は、補助事業が完了した日、補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は当該年度の2月28日のいずれか早い日までに別記第4号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第5号様式の消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該報告を受けて、消費税仕入控除税額等の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補助金額の確定）

第13条 知事は、前条第1項の規定による報告を受け、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容（第9条第1項の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定額と補助金の確定額とが相違する場合は、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第14条 知事は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

- （1）不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助事業者が、別紙の暴力団排除に関する誓約事項に違反したとき。

- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (4) この要綱、規則その他法令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(産業財産権等に関する報告等)

第16条 補助事業者は、補助事業に関連する知的財産については、補助事業者の責任において適切に管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業により作成された著作物に係る著作権に関し、第三者の著作権を侵害するものとして、第三者との間で紛争が生じた場合は、補助事業者は、その責任においてこれを処理し、解決しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権、商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨を知事に報告しなくてはならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の施設財産、機械、器具等（次項において「施設財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 知事は、施設財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- 3 事業実施主体は、取得財産について、別記第6号様式による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

(収益納付)

第18条 知事は、補助事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第19条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

(債権譲渡の禁止)

第20条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(情報の開示)

第21条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第22条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年6月19日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第1項、第8条第2号及び第3号、第12条第3項並びに第15条から第21条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和2年7月29日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助対象事業者	補助対象経費	補助率及び補助限度額	備考
1 感染症対策事業 2 新商品開発・新サービス展開等事業 3 商品・サービスPR事業	・ 県内の宿泊事業者 ・ 県内の住宅宿泊事業者 ・ 県内の旅行者 ・ 県内の体験観光事業者 ※いずれも中小企業者に該当するものに限る。	補助対象事業に係る経費 （謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、改装費、備品購入費等）	【補助率】 補助対象経費の4分の3以内  【補助上限額】 50万円 （下限：10万円）	

（注）次の各号に掲げる経費は、補助の対象としない。

- 1 単体で取得価格が50万円以上の備品購入費
- 2 汎用性の高い備品で、本事業のために専用で使用することが明らかでない経費
- 3 役員（事業主）、現在雇用している従業員等への人件費（取組を実施する際に新たに雇用するもので最長3ヶ月間を対象とする。）
- 4 その他、感染症対策、新商品開発・新サービス展開等に直接関係のない、又は関連性が明確に証明することができない経費

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、補助事業の実施期間内及び完了後において、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であること。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があること。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であること。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用していること。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していること。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したこと。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したこと。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したこと。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。